平成２１年（フ）第１１３９号
広島市安芸区中野７丁目43番18―101号フレグランス吉田Ｂ
債務者　南澤由紀美
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１４４号
広島市南区東雲本町２丁目13番５―204号
債務者　川野　淳一
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８８号
福岡県久留米市梅満町742番地
債務者　中原　公浩
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２９９号
福岡県小郡市希みが丘２丁目10番地12
債務者　坂口　美樹
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第８５号
佐賀県唐津市浜玉町浜崎1801番地２、前住所佐賀県唐津市町田４丁目３番３―43号　県営アパート山崎団地
債務者　山口明日香
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第８６号
佐賀県唐津市肥前町鶴牧1195番地
債務者　宮﨑あずさ
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第８８号
佐賀県唐津市鏡2666番地５　カルディア唐津101号
債務者　宗田　孝範
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第３８７号
鹿児島県鹿児島市石谷町1247番地３
債務者　満尾　直子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４４１号
鹿児島県鹿児島市中山２丁目15番13号
債務者　浦野　宏美
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６１号
鹿児島県奄美市名瀬塩浜町３番６号　黒潮荘301号
債務者　森　セツ子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第２２２号
秋田市土崎港相染町字浜ナシ山11番地68　レジデンスハマナスＡ号
債務者　加賀屋秋子（旧姓千蒲）
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０２号
秋田県潟上市飯田川飯塚字家ノ越２番地６　レジデンス幸陽201
債務者　佐藤　　恵（旧姓宇佐見）
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４１４号
川崎市高津区溝口５丁目３番65号　ミツヤハイツⅡ　201
債務者　帯刀ナホミ（旧姓守屋）
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４７１号
川崎市中原区井田２丁目31番15号　大石ハイツ203
債務者　鬼塚　幸枝
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２３６号
長野県松本市双葉18番18号
債務者　増澤　宣季
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２３７号
長野県松本市双葉18番18号
債務者　増澤　敦子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２４４号
長野県安曇野市穂高有明5945番地43　石川アパート西
債務者　茅野　虎雄
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１８８号
三重県津市久居北口町787番地１
債務者　奥川奈津美
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで　津地方裁判所破産係